

建築基準法第52条第8項第1号の規定による 容積率の緩和を適用しない区域の指定

建築基準法第52条第8項第1号の規定による、容積率の緩和を適用しない区域を次のように変更する。

朱書きは変更前

用途地域の種類	指定する面積	指定しない面積	全体面積	指定する割合
第1種住居地域	(1,583) 約1,586ha	—	(1,583) 約1,586ha	100.0%
第2種住居地域	(787) 約793ha	—	(787) 約793ha	100.0%
準住居地域	約314ha	—	約314ha	100.0%
近隣商業地域	約248ha	—	約248ha	100.0%
商業地域	約312ha	約108ha	約420ha	74.3%
準工業地域	(1,382) 約1,386ha	—	(1,382) 約1,386ha	100.0%
合計	(4,626) 約4,639ha	約108ha	(4,734) 約4,747ha	(97.72%) 97.72%

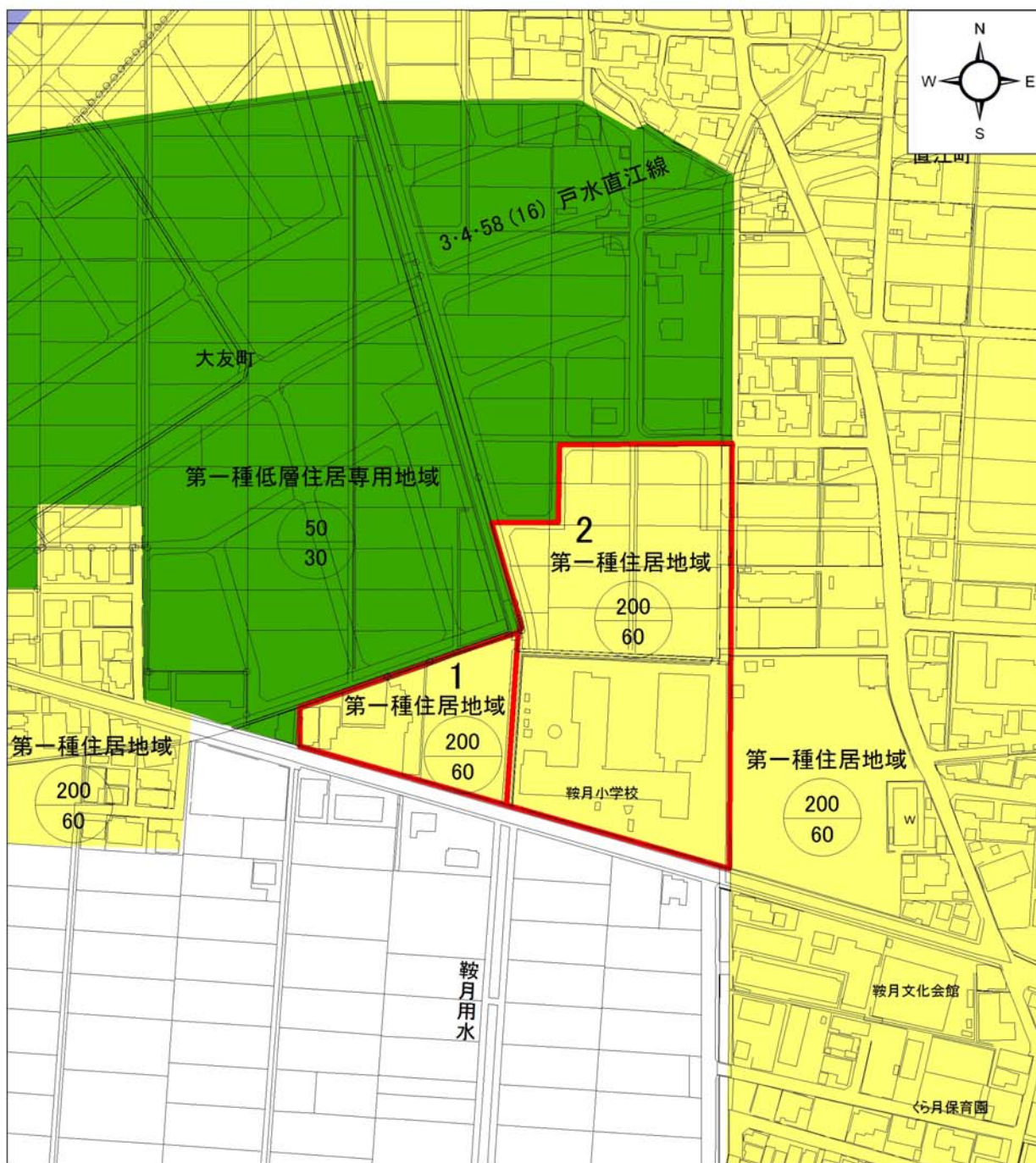
理由

南新保地区、直江地区及び大河端地区の用途地域の変更により、第1種住居地域、第2種住居地域及び準工業地域について、中心市街地等の定住促進を図る観点から、共同住宅に係る、容積率を緩和しない区域に指定する。

建築基準法第52条第8項第1号の規定
による容積率の緩和を適用しない区域

整理 番号	面積 (ha)	変更案	
		用途地域	容積率 建ぺい率
1	0.5	一住	200/60
2	1.8	一住	200/60
合計	2.3		

地区名	南新保・直江地区
面積	2.3 ha



建築基準法第52条第8項第1号の規定
による容積率の緩和を適用しない区域

地区名	大河端地区
面積	11.0 ha

整理 番号	面積 (ha)	変更案	
		用途地域	容積率 建ぺい率
3-1	4.5	準工	200/60
3-2	6.5	二住	200/60
合計	11.0		

